

「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月6日
北海道豊富高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道豊富高等学校

1 趣 旨

近年、いじめは多種多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校、更には自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むため施行されたいじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）を受け、ここに「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本理念

- （１）学校教育目標「たくましく生き抜く人」「たえず学び続ける人」「ともにたすけ合う人」の育成を目指し、「真理を尊ぶ力」「学びへの探究と協働する力」「社会や産業に従事できる力」を涵養する。
- （２）いじめを受けた生徒にも、何らかの原因があるという考え方はあってはならない。生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図る。
- （３）いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない生徒の育成を目指す。
- （４）いじめの事案が発生した場合は、関係者相互の連携のもと、いじめを受けた者の心情に寄り添いつつ早期に解消する。

3 いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じている」ものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該生徒と何らかの関係がある生徒を指す。

（２）いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、次の認識に立って、「いじめ見逃しゼロ」に向け、いじめの未然防止等に努める。

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ・「いじめの立法効果だけでいじめがすべてなくなるということはない」との認識

（３）いじめの構造といじめの衝動を発生させる要因

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方によって抑止作用になったり、促進作用になったりする。

② いじめの衝動を発生させる要因

- ・ 心理的ストレス
- ・ 集団内の異質な者への嫌悪感情
- ・ ねたみや嫉妬感情
- ・ 遊び感覚やふざけ意識
- ・ 金銭などを得たいという意識
- ・ 被害者となることへの回避感情 等

(4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し・物隠し・捨てる、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、蹴る・叩く（軽重なし）、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、冷やかし・からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては、日頃から教育活動全体をとおして、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- ・ 自信を持たせ、一人一人に配慮したわかる授業づくり
- ・ コミュニケーション能力を育み、規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・ 規律正しい態度で主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり
- ・ 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した体験活動

(2) 特別活動、道徳教育等の充実

- ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動（居場所づくり、絆づくり）
- ・ いじめや友情などについて考える道徳教育
- ・ 生徒がいじめ問題について主体的に考える生徒会活動
- ・ ボランティア活動などの体験活動

(3) 教育相談の充実

- ・ 面談の定期的実施（6月、2月）

(4) 人権教育の充実（「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ生徒」「アイヌ文化」等）

- ・ 人権意識の高揚
- ・ 自他の生命の尊重
- ・ 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科における情報モラル教育の充実
- ・携帯やインターネットの使い方に関する討論会や教室の実施

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・授業公開の実施
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見、早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「別紙2 緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知（生徒・保護者が相談しやすい環境づくり）
- ・全校面談の実施（6月、2月）

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、10月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・事案対応に関する校内研修実施
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・入学進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うこととする。また、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応に努める。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全

力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。いじめられている生徒にも責任があるという認識は絶対にしない。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、ともにいじめ解消に向けて学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、当該生徒の成長を支援する観点から、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である
- ・いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるように働きかける

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・北海道教育委員会（以下「道教委」とする）や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合がある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 道教委との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言 ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談 ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) 記録の仕方

関係者からの聞き取りはもとより対処プランや指導経過等については、生徒を守り、保護者に安心感を与え、加害生徒の成長を促す客観的資料として、きちんと記録を取る。

先入観や予断は避けて、関係者が言ったことは「事実」として受け取り、時系列に従い主体と客体を明確にして正確に記録する。記録の保管期間は5年間とする。

7 ネットいじめへの対応

携帯電話はスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

教科における情報モラル教育の充実

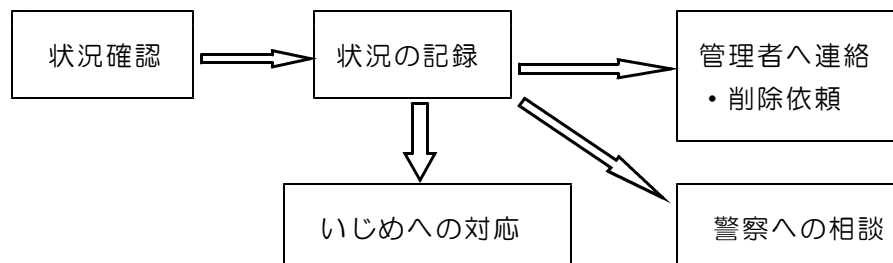
③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え ・閲覧者からの情報 ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

次に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに道教委に報告するとともに、道教委の指導及び支援の下、いじめ組織（学校いじめ対策委員会）を設け、質問票の使用その他の適切な方法により該当重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに道北支援チーム員の支援を得て解決にあたる。

なお、調査の際に実施したアンケート等の文書は、5年間保存する。

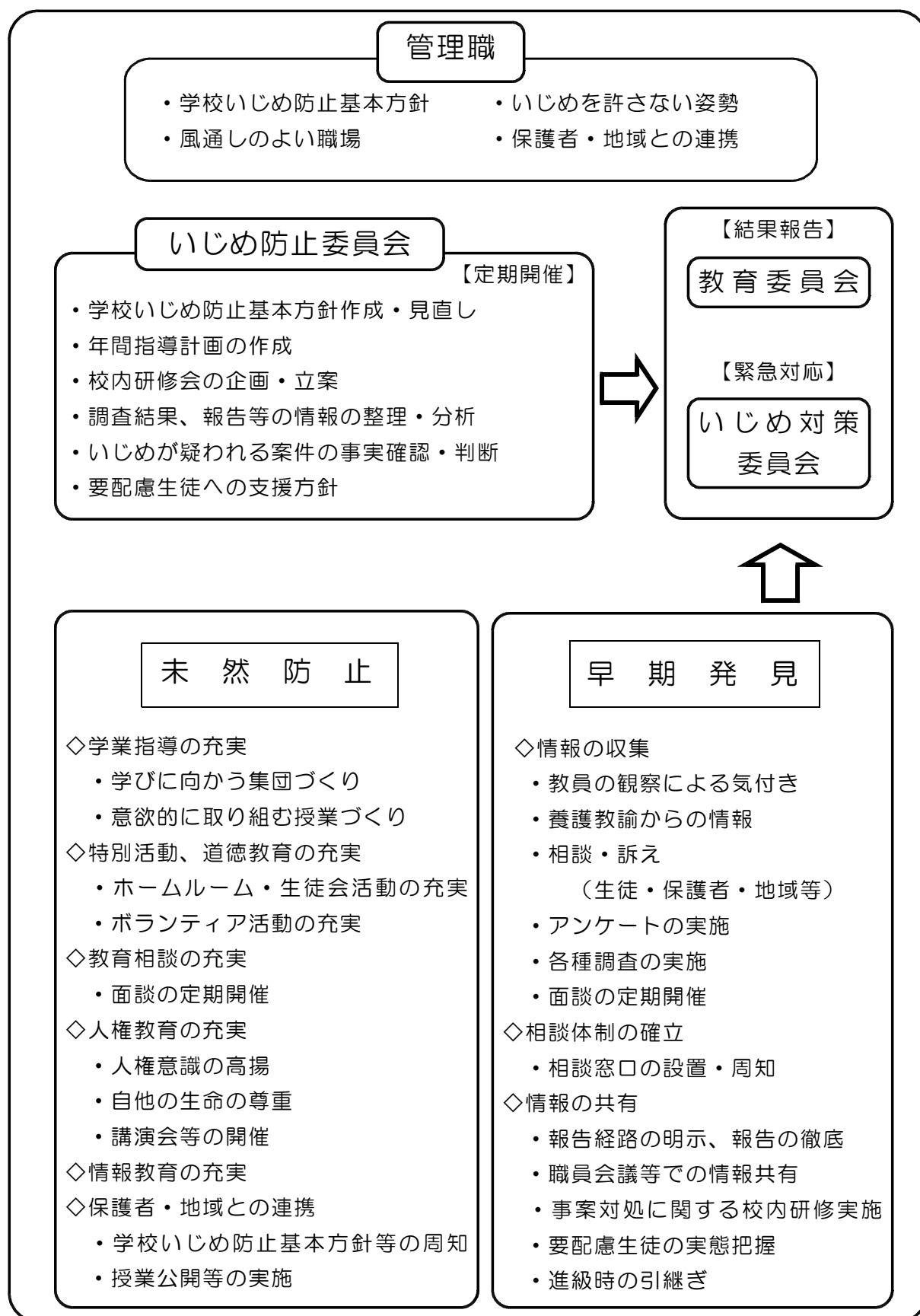
9 教員研修

いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導やその保護者に対する助言、又はその他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修を進める。

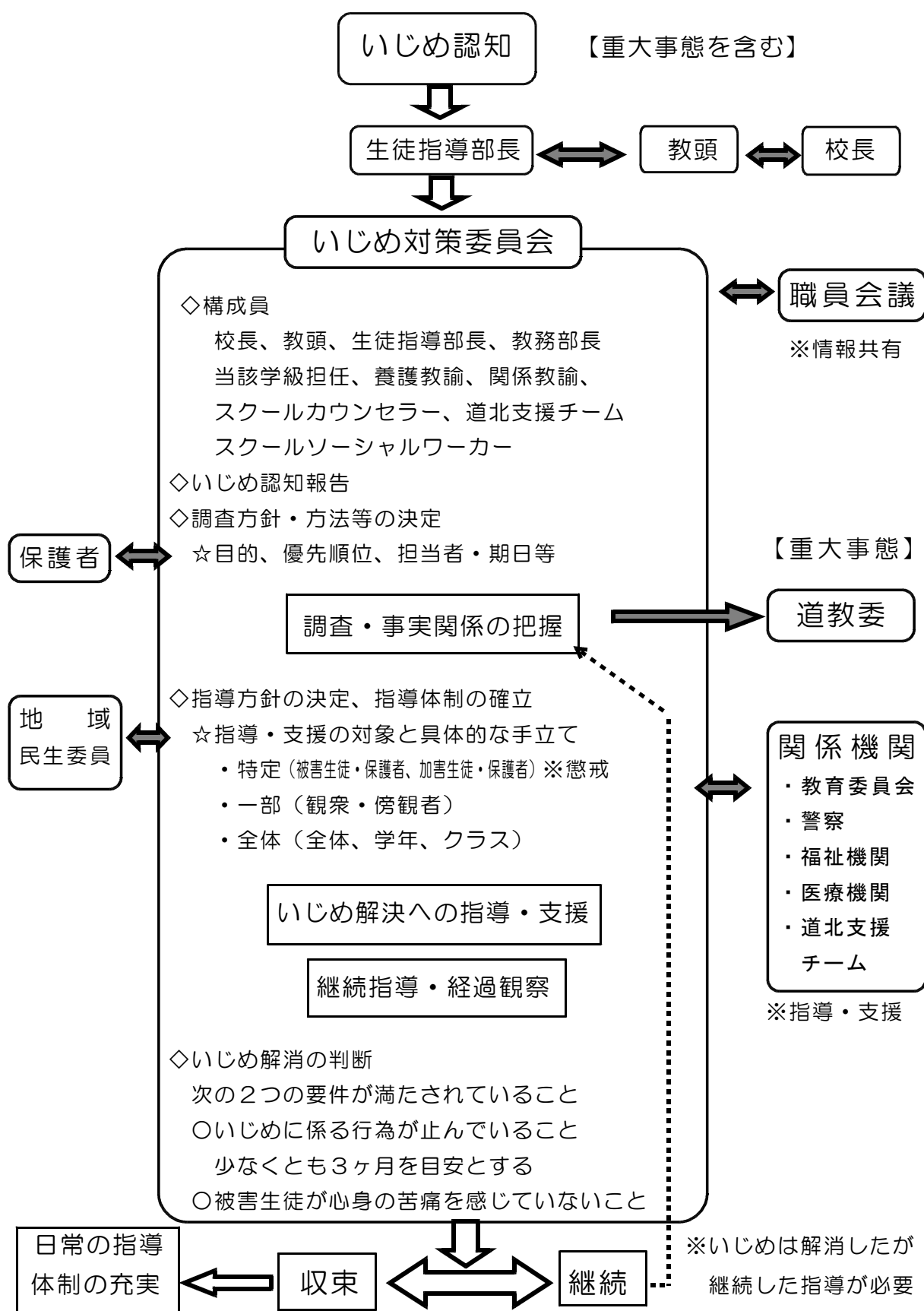
(1) 校内研修

(2) その他

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。「いじめ見逃しゼロ」に向けて、多くの教員の目で多くの 場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするようになる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメール（投稿、コメント等を含む）をこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメール（投稿、コメント等を含む）があったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

付則 平成26年 8 月 より施行

- 2 平成30年 4 月 1 日 より一部改正
- 3 令和 2 年 5 月 1 日 より一部改正
- 4 令和 4 年 4 月 6 日 より一部改正
- 5 令和 5 年 4 月 6 日 より一部改正